

土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日

環境庁告示第46

号改正：令2環告44

基準値は溶出試験の検液 1L につき表の値を満たす事。なお、農用地においては、カドミウム、砒素、銅について含有基準もある。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
有機燐	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		

備考

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L 中につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 2 「検出されないこと」とは、当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたトランス体の濃度の和とする。